

第四十六回 参議院法務委員会會議録第八号

昭和三十九年二月二十七日(木曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

理事

後藤 義隆君
追水 久常君
稲葉 誠一君
和泉 賞君

委員

植木 光教君
田中 啓一君
高橋 衛君
坪山 徳弥君
龜田 得治君
山高しげり君
岩間 正男君

國務大臣

賀屋 興宣君

法務大臣

政府委員
法務省民事局長 平賀 健太君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日の會議に付した案件

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(檢察行政に関する件)

○理事(追水久常君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君 不動産登記法の改正の問題でこの前質問しました。それは大きな改正のことについて説明があったわけですが、これを見ますと、戦後だけでも、昭和二十二年、二十四年、二十五年、二十六年、二十七年、それからしばらく飛んで三十四年、三十五年、三十七年、三十八年、こういうふうな改正になっていくわけですね。まあ別に改正して悪いわけではないでしょうけれども、実に毎年のように改正になっているわけですが、この改正はどういうふうなことが改正になったわけですか。何年はどういうふうな改正になったか、こういう説明をしてください。

○政府委員(平賀健太君) 二十二年の改正のときは、裁判所から法務省に移ったときの改正だったと思ひます。それから二十四年の改正は、ほかの法律の改正に伴って政令の関係で一部改正された関係であつたように記憶いたしております。

それから二十五年の改正は、これは台帳の税務署から法務局への移管に伴う改正でございます。二十六年の改正は、探石法の制定に伴う改正であつたように思ひます。二十七年は、これは不動産登記簿のパソコン化の改正でございます。三十四年は、国税徴収法の改正に伴うこちらの整理でございます。

三十五年は、御承知の台帳と登記簿の一元化の関係でございます。三十七年は、建物の区分所有等に関する法律の制定に伴うこちらの不動産登記簿の整理と、行政不服審査法の制定に伴う整理であつたのでございます。

三十八年の改正は、これは商業登記法の施行に伴う整理でございます。○稲葉誠一君 こうした改正は、施行令だとか施行規則でまかなうものも含まれていくわけですか、含まれていないわけですか。当面施行令なり何なりでやっているものを法律の改正でやっているわけですか。そういうことはな

いでしょうか。○政府委員(平賀健太君) 施行令でまかなえるものは施行令でももちろんまかないますが、ただいま申し上げました改正は、いずれもこの不動産登記法自体の改正か、あるいは他の法律の制定あるいは改正に伴いまして当然法律改正をしなければならぬ関係にあつたものばかりでございます。

○稲葉誠一君 それらの改正のほかに、施行令なり施行規則、それから実際の事務のやり方が登記に関連して改正になったことがありませんか。○政府委員(平賀健太君) たびたびございませぬ。

○稲葉誠一君 その詳細を説明してくれませんか。表か何かで出していただいてもいいですよ。非常に改正が多いんです。私の聞きたいのは、改正が多いし、同時に、いわゆる朝令暮改のよう

な形で、一たん改正したけれどもそれがうまうまかなくなつたからといってまた元へ戻つたり変えたりしているのがあるんじゃないかと思うから聞いています。

○政府委員(平賀健太君) 施行規則の改正におきましては、ただいま仰せのような朝令暮改的な改正はございません。政令のほうは地番の定め方でございますとか、地目の定め方でございますとか、あるいは建物の種類、構造、床面積の定め方というようなことでございまして、これは制定後変わつておりません。昭和三十五年に政令が出たのでございませぬ。これはその後改正いたしてございませぬ。

ただ、施行規則は、これはほかの法律の改正に伴つて施行規則でございませぬが、改正されたということはほとんどございませぬで、一番大きな改正は、何と申しましてもやはり不動産登記簿をパソコン化したとき、昭和二十七年の改正でございましたが、そのパソコン化したとき、それから一元化したとき、その前にあればあります台帳移管に伴う改正、そういう際に法律に合わせまして細則を改正いたしました。合理的な改正といふことはいたしてないつもりでございます。

○稲葉誠一君 権利書を紛失した場合に、たとえば保証人を二人つけて再交付を願うとかというやり方がありましたね。これは前のやり方とその後変化

してきたんじゃないですか。今度また変わったんじゃないですか。○政府委員(平賀健太君) 権利書がなくなつております場合には、これは不動産登記法の四十四条に規定がありますが、ただ保証書だけを添附して申請すればいいという規定になっております。しかし、いわゆる地面師による虚偽の登記でございませぬとか、その他不正の登記がされる危険があるというところがございます。昭和三十五年に、その保証書を添附して登記の申請をするという点は変わつておりませぬけれども、登記義務者のほうに照会をいたしまして、その登記は間違いないかどうかというところを尋ねまして、その返事が来まして間違いないという返事が来まして登記をするというふうな昭和三十五年に改めたのでございませぬ。

○稲葉誠一君 その場合、保証書には保証人がつくわけですか。○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 それはあらゆる場合に保証書が必要だつたというふうになつていたけれども、今度の法律でそれが限定されることになつたんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記義務者の権利に関する登記済証が滅失した場合でございまして、とにかく権利に関する登記の際には、権利書がございませぬと、必ず保証書をつける。これは従来からそうなつておりまして、ただいま申し上げましたように、昭和三十五

年のときに登記義務者に照会をするという事になったわけでございます。したがって、所有権の移転だけではない、担保権の設定なんかにおきましても、全部登記義務者のほうに照会をするということにいたして、昭和三十五年以来これを実施いたしました経過を申し上げますと、所有権に関する登記の場合でございますと、きわめてわずかな例ではございませぬけれども、やはり登記義務者のほうから返事が来ない、あるいはこれは自分の全然関知しないものであるというふうなことで回答が返ってきた例があるわけでございます。そういう関係で、所有権に関する登記の場合には、どうしても登記義務者に照会をするという手段をふんだほうが安全ではないか。しかしながら、その他の登記、ことに担保権の登記などにおきましては、もうほとんど全部回答が返ってまいりまして、間違いないという回答が返ってくるわけでございます。そういう関係で、三十五年以来実施した経過にかんがみまして、所有権に関する登記の場合だけにこの登記義務者に照会をするという事で足りるのではないかと。特に担保権の登記などにおきましては、登記義務者に照会をいたしまして、それだけ登記が遅延いたしました、金が足りないというのに現金が入るのがおくれで登記義務者も非常に不利になるというふうな事情がございまして、今回の案におきましては、これを所有権に関する登記とそれから例の合併の登記のときだけに所有者に對する照会というのをやるようにしようというので、その点の改正が今回の改正に含まれておるわけでございます。

○稲葉誠一君 だから、朝令暮改という言い方は悪かったかもしれませぬが、一たんやっただけけれども、そこまでする必要がないとか何とかいう形で四十四条の二が変わるわけでしょう。○政府委員(平賀健太君) さようでございます。

○稲葉誠一君 朝令暮改かどうかは別として、実際には、財産が妻の名義になつてゐる場合があるわけですね。それを夫が債務に入れて担保権を設定したり何かする場合には、細君の判例を持ってきて印鑑証明をして担保権を設定するということが相当あるのではないですか。それで、あとになって、細君のほうには知らなかったのだ、夫が勝手にやっただけだという形でもたまたましておる例が相当あるのではないですか。だから、必ずしも所有権だけの問題ではなくて、担保物権のような場合にもこの制度というものを残しておいたほうがいいのではないかと。実益がまるでないように言われるけれども、そここのころはどうですか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもよく話を聞きますのは、妻名義の不動産を夫が勝手に担保に提供するという例もあるかと思ひますが、よく話を聞きますのは、子供がおやじの財産を担保に入れるという例をだいたい聞くのでございませぬ。しかしながら、現実にはこれは問題になりますと訴訟になるわけでございますけれども、この種の訴訟事件は、私ちよつと詳しい統計を持ちませぬが、非常に少ないのではないかと。少くとも登記に関する関係におきましては、あれは実は自分の息子が勝手に担保権の設定をしたのであるというこ

とで登記所にかけ込んでくるという事は絶無ではないか。
〔理事 迫水久常君 退席、理事 後藤 義隆君 着席〕
登記の点ではそういうことはあまりありません。ほとんども私が聞いておられます。ほとんど全部が登記申請間違いのないという回答が登記所に返つてきておる実情でございます。もつとも、その回答といへども、息子が勝手におやじの判例を使ひまして間違いないという返事を出しているのかもしれないと返事をし、可能性はなきにしもあらずと思ひますけれども、担保の関係では、登記義務者に対する照会をやめましても、弊害はほとんど考えられない。通知をいたしますと、どうしても登記がおくれます関係、それらのほうで非常に登記の申請人に迷惑をかけているのではないかと。うらに考えられるわけでございます。

○稲葉誠一君 しかし、あなたのほうで通知するときは、はがきで通知してゐるわけでしょう。はがきで通知してゐるから、そのはがきが来ると大体わかるから、前もつて妻の財産を夫が勝手に担保設定する場合なんか夫はそれがきを取っちゃうわけですね。そして、妻にわからぬようにして送ることも多い。いまの子供と親の場合もそういうことが多いんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) はがきは登記義務者の住所にあてまして郵送いたすわけでございます。それは仰せのようになります。普通の状態ですぐにくだらないですね。それと直接同じように対比することはできないとしても、印鑑証明の場合それだけ慎重な手続をとっているわけですね。しかも、本人がもら

○稲葉誠一君 そうすると、三十五年の改正のときには、所有権の移転だけでなく、担保物権のような場合も全部含めてやっただけですね。そのときにはそういうふうな状態は考えなかつたわけですか。そのときには、説明は、所有権だけでなく担保物権も全部必要だと、こういうふうな説明したんでしよう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) 三十五年のときは、確かにさようでございます。所有権だけに限らずに、権利に関する登記の場合には全部にという考えであつたのでございます。

○稲葉誠一君 保証書を出して登記申請するというのは、全体の中でどの程度あるわけですか。

○稲葉誠一君 印鑑証明を出すときには、そこで印鑑証明を出して、これは市役所の問題ですけれども、印鑑届けを出す、家庭へこういう印鑑届けが出たけれどもこれが本物かどうかと通知するんじゃないですか。通知して、そのはがきかつか持たせていって、それでそれではじめて印鑑届けが出たことがわかつて印鑑証明してくるわけですね。普通の状態ですぐにくだらないですね。それと直接同じように対比することはできないとしても、印鑑証明の場合それだけ慎重な手続をとっているわけですね。しかも、本人がもら

○政府委員(平賀健太君) ただいま、印鑑証明書を市町村役場に出します場合には、仰せのような慎重な手続をとっているのが実情でございます。

○稲葉誠一君 それから登記済証いわゆる権利書を紛失した場合には、保証書で申請をするわけでございますが、仰せのように、ことにいなかにおきましては登記済証を非常に大事にいたします。登記済証があるんだけれども、ないといつて保証書でやってくるという例も以前はあつたというふう聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられますと、それだけ登記がおくれることになりませぬ。最近ではそういう例は非常に減つておるのじゃないかと私は想像いたします。ただ、実情は詳しいことはわかりませぬ。

○稲葉誠一君 いなかでは権利書を大事にしてたんですの底にしまつて見つからないということがありますけれども、実際には登記済証は持っている、それから借りてきて担保物権を設定するのはなかなか現実としてはいろいろ

人以外の場合には、保証人を二名つけて、その二名がその地域において印鑑届けをしてもらった人であるかどうか非常に慎重な態度をとっているわけですね。担保権の場合でも、ことに保証書でやるといふ場合は、普通はおかしいのじゃないですか。例外中の例外じゃないですか。権利書をなくしたというけれども、ほんとはなくしたかどうかかわからないで、権利書をだれかが持っているけれども、それを紛失したと称してだれかが意識的にやる場合が相当あるのじゃないですか。あぶない場合が多いのじゃないですか。

な事情でむずかしいということで、それを紛失したことにして、それで保証人をくつつけて、その保証人も、大体変な話ですが、いろいろな人になってもらって再交付を受けるとかなんとかという形が実際には多いのじゃないですか。だから、保証書でやってくる場合というのは、大体危険な場合というか、ノーマルな形でないことは事実です。相当あぶなっかしい例が多いのじゃないですか。そういうような実態はつかんでおりませんか。

○政府委員(平賀健太郎) 必ずしもそうではないのでございまして、私どもよく話に聞く例では、たとえば銀行その他から不動産に抵当権を設定いたしました金を借りる場合、債権者のほうで登記済証を預かってしまおうという例が少なくないのでございまして。ですから、二番抵当権を設定するというような場合に、登記済証がないという事象があるわけでございまして。私どもは機会あるごとにそういう登記済証を引き揚げるというようなことはやめてもらうようにというのを申しておりますが、なかなかやはり債権者のほうでは、気休めといえれば気休めなのであります。登記済証を持っていて預かって置くというようないことが行なわれております。そういう関係でもって登記済証の提出ができないという例もあると思っております。そういうことでもありますので、登記済証がない場合は、非常にあぶないケースが多いと必ずしも言えないと私は思います。

○稲葉誠一君 登記済証を債権者が預かってしまふのは、これは具体的に法律的根拠があるわけですか。まさか留置権があるわけだと思いませんか。

が、どうなんですか。

○政府委員(平賀健太郎) これは法律上の根拠があるわけではなくて、金を借ります場合、当事者の合意でもってそういうことをやっているわけでございます。

○稲葉誠一君 これは、ちゃんと抵当権を設定してしまおうと、当然返さなければならぬわけですか。

○政府委員(平賀健太郎) もちろんそうでございます。

○稲葉誠一君 だけれども、そういうふうな理由をつけて保証書でやるのではなくて、実際はただ紛失した紛失したという形で行っているんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太郎) もちろんこれは登記所に関する関係においては、登記済証が滅失したためではないというところで常に来るわけでございます。

○稲葉誠一君 それはそれほど問題じゃないと思えますけれども、だから、そういうふうな何か不動産登記法がよく変わるような感じを受けるわけですか。実際やってみたらそれがやり方として適切でなかったというか、実際それだけの効果がなかったというところで変わっているのでしょうか、まあ変わってもかまわないですけれども、不動産登記法だけでなく、民事局長の所管ですけれども、供託のやり方なんかもよく変わるのじゃないですか。これはきょうの直接のあれじゃないですか、ずいぶん供託なんか変わっておりますね。あれは、ちょっと関連して聞きますが、どういうふうに変わっているんですか。

○政府委員(平賀健太郎) 供託も、仰せのとおり変えましたけれども、あれ

は供託の申請書の様式なんかをはつきり定めまして、むしろ申請人の便宜をはかり事務を合理化するという見地から変えていったのでございまして。不動産登記法の施行細則の改正も、精神はそういう事務を合理化し、能率化し、申請人の便宜をはかるという見地の改正と言つて差しつかえないと思うのでございまして。

○稲葉誠一君 いわゆる甲号の事件と乙号の事件とありますね。それはどういうふうに変わりますか。

○政府委員(平賀健太郎) 甲号、乙号と申しますのは、便宜上私どもが実務の上で申しておりますのでございまして、甲号事件と申しますのは、登記簿に記載をしないけれども、甲号申請事件を甲号事件と申しております。乙号事件と申しますのは、登記簿の閲覧でございまして、登記簿の謄本、抄本の交付請求、あるいは登記簿の記載事項の証明、証明書の交付、そういう登記簿に記載をしないけれども、乙号事件といふふうに分けて分類をいたしておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、事件の増加の場合に、甲号が何件ふえた、乙号が何件ふえたという説明がこの前ありましたね。その場合の乙号を何件くらいいで甲号一件というふうに見るのか、どういふふうになつておられますか。

○政府委員(平賀健太郎) 乙号は甲号事件に比べて手数が比較的簡単であるわけでございます。そういうわけです、予算の資料なんかをつくり出す場合には、乙号事件を甲号事件に換算をするというふうな操作をやっておりまして、乙号もこれはいろいろございまして、それをおしなべまして大

体甲号事件の事務量を一といたしますと、乙号事件は〇・二くらいになるのではなからかという計算でやっております。

○稲葉誠一君 乙号事件と甲号事件との関係でも、登記の場合と台帳の場合でもやはり同じですか、ウエートは。

○政府委員(平賀健太郎) 台帳の場合には、甲号事件一に対して乙号の換算率を〇・一五というふうにいたしております。

○稲葉誠一君 この前大蔵省の主計官が来たときにはどういふふうの説明したでしょうか。ちょっと私も速記録を見ていないもんですから……三分の一くらいに見ていると言っていたのではないですか。

○政府委員(平賀健太郎) その乙号の換算率につきましてはこの間大蔵省からは別にここでは説明なかつたように私は聞いておりましたけれども……

○稲葉誠一君 甲号と乙号と、全体の事件のふえ方を見ると、大体五倍以上伸びている。昭和二十六年と三十七年を比べて五倍以上伸びているけれども、乙号を甲号の何倍と見ると全体としては三倍以上見ると大蔵省は見ていると、こういう説明と見ているという事はほくは記憶がある。速記録は見えていないのですが、それはあったのではないですか。

○政府委員(平賀健太郎) 私もその点はおぼろげに三倍以上という説明であつたかどうか記憶いたしておりませんが、いすれにいたしまして、この伸びの率を見ますと、甲号事件は、昭和二十六年に比較しますと、約倍にふえておられます。それから乙号事件は、これ

は五倍以上のふえ方……

○政府委員(平賀健太郎) 約十倍くらいにふえているわけでございます。

ただ、乙号は、先ほども申し上げましたように、比較的簡単な事件でございますので、それと、昭和二十六年以後、事務の合理化をはかるという意味で最近の優秀な複写機なんかを入れて、それで謄本なんかもつくるといふふうに変更した関係で、事務量を質的に見ます場合には、乙号は十倍以上にもふえておられますけれども、必ずしも十倍まで見るわけにはいかない。甲号が二倍になったのは、それは確かに二倍の事務量がふえております関係で、この乙号につきましてはその後における事務の能率化なんかの要素を考慮に入れますと、全体として何倍になりますか、一応私どもの計算では、大体五倍ぐらいになっているというふうに見ていいのではないかと、いふふうに考へておるわけでございます。

○稲葉誠一君 五倍というのは、甲と乙とをそのまま算術的に平均をして倍率を見た場合に五倍になる、こういうのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太郎) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 だから、あなたのほうじゃ五倍にしておる。私どもも五倍にふえているという見方をして、もっと人員をふやさなければならぬ、いろいろな設備をやらなければならぬと言っているわけですね。そのためにこの前大蔵省の主計官を呼んで聞いたわけではないですね。記憶ないかな。速記録がないからあれですが、ぼくは三倍と

聞いた。いろいろ計算をして、甲と乙との換算の仕方が違うわけです。あなたのほうの乙と甲の、登記の場合〇・二、台帳の場合〇・一五と見ると、倍数がもっと少なくなってしまう。

○理事(後藤義隆君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(後藤義隆君) 速記をつけて。

○政府委員(平賀健太君) ただいま御指摘のとおり、五倍というのは、甲号、乙号をおしなべての総計を昭和二十六年の総計と比較したわけですが、先ほどからも御指摘ございましたように、乙号事件を甲号事件に換算をする、それからさらにその後における事務の合理化、能率化というふうなものも考慮に入れますと、実質的に事務量がかかる手数が昭和二十六年と比較して五倍になったとは必ずしも言えない。事件の推定だけでございませぬ。それは非常に精密な計算をしてみよう必要があるかと思うのでございませぬ。

○稲葉誠一君 それは、こっちは、できるだけ多く事件の数がふえたということと、それから事件の場合でもできるだけ比重が多いというふうに言いたい、と言っていると誤解があるけれども、そういうふうな持っていくたいとやっています。ところがはつきりしないので、これは速記録が出れば、またよく検討して質問をここでするなり、あるいは予算委員会なり分科会でもやるようにしますけれども、実際には、甲号の担当者乙号の担当者の比率は、法務局のほうでは甲一に対して乙が〇・一という人数の比率で定めてあるのじゃないですか。いまあなたの言われたのは、登記の場

合は〇・二というけれども、そこまで行っていないのじゃないですか、実際の配置の比率は。

○政府委員(平賀健太君) これは二十六年の比較はちょっといま数字が出ておりませぬけれども、私どもで増員の要求をいたします場合には、甲号乙号なまの件数では増員に必要な積算の基礎が出てまいりませんので、乙号事件は登記におきましては甲号事件を一つすれば〇・二〇五五、正確に申し上げますと、それから台帳事件におきましては乙号事件を一つといたしますと〇・一五二七ということ、事件を全部甲号事件に換算をいたしました、それを基礎にいたしまして現在の登記事件数を基礎にし、さらに従来の事件の増加率をそれに掛けまして、来年度の総件数というものをほじき出しまして、甲号事件に換算した件数というものを出すわけでございます。それから職員一人の処理能力というものを基礎にいたしまして、登記に要する総人員が何名、現在登記従事職員が何名ということ、増員に要する人数を出すわけでございますが、従来大体千名前後の増員が必要という数字が実は出ているわけでございます。で、昭和二十六年に比較してどうなるかというところは、ちょっと計算してみればわかるわけでございますけれども、増員を要求いたします場合には、乙号事件を全部甲号事件に換算いたしました、登記従事職員一人の平均処理能力というものを基礎にして増員の数を算出しておるわけでございます。

○稲葉誠一君 ちょっとこまかくなるんですけども、甲号一に対して登記の場合に乙が〇・二〇五五ですか、それから台帳の場合でも〇・一五二七ですか、非常にこまかい数字が出ていますね。一体どうやってこういう数字が出てくるのか、いまこじやなくていいですよ、あとで数字の出ている根拠を明らかにして私のところへいただきたいんです。ここでやりますと長くなりますから。
もう一つの問題は、乙号をわりあい低く見ているのは、司法書士のところの事務員が台帳の閲覧とか騰写とかいうかそういうものを手伝っていますね、手伝っているのは既定の事実として、それを前提として計算しているんじゃないですか。
○政府委員(平賀健太君) 換算率はそれを前提にはいたしておりませぬ。
○稲葉誠一君 だけど、人員を配置する場合にそれはそれを前提として配置しているわけでしょうね、甲と乙と人員を配置する場合には。
○政府委員(平賀健太君) 人員の配置は、やはりこういう数字を基礎にはいたしておりませぬ。いたしておりませぬが、これは法務局の管内におきまして非常に事件数が伸びるところとあるいは横ばい状況のところとあるいはいまして、毎年この数字を基礎にして配置がえをするというところは実際問題としてできませんので、一たん定員をずっと割り当てまして配置定員をきめるわけでございますが、数年たちまして非常にそれが現状に合わなくなってきたという場合に定員の再配分ということを行なっておる程度でございます。毎年配置がえを行なっているというわけではございません。
○稲葉誠一君 いま、実際に法務局の人員が足りないから、司法書士のところ

の事務員を手伝わしていますね。それはどういふふうな仕事をやらしているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 御指摘のような登記所が若干実はあるわけでございます、手伝わせますのも登記簿の謄本の作成でございます。戦時中あるいは戦後直後にございました登記簿は用紙が非常に粗悪でございまして、複写機にかからない登記簿があるわけでございます。そういう登記簿の謄本の請求がございまして、どうしてもペンで書きまます筆写をしなければいかぬ、手書きをしなければいけない関係上、登記所の職員がこれをつくるようになりますと、非常に時間がかかる。ところが、謄本を請求されるほうの側が非常に急がれるというふうな場合があるわけでございます。そういう場合に、司法書士のほうに手伝ってもらって謄本を書いてもらうという例が実はあるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは、いま何人くらいいるんですか。
○政府委員(平賀健太君) これは正確な数字はなかなか出てこないのでございますが、大体年間延べ六万人でございまして、これは非常に数が多いようございまして、一日三十分手伝っておりましたも一人と計算いたしました、全国で登記所の延べでみまますと大体六万人くらいになるのじゃないかということでございます。
○稲葉誠一君 そういうふうなものを手伝わせる法律的な根拠があるんですか。
○政府委員(平賀健太君) これはあくまで登記所で作成すべきものでございまして、申請人に手伝わせるとい

ような法律的な根拠はないわけでございます。
○稲葉誠一君 これの法律的な根拠がないのはわかっているんですけれども、通達とか何とかが出ているんですか、手伝わせるについて。
○政府委員(平賀健太君) 手伝わせろという通達は出しておりませぬ。
○稲葉誠一君 そうすると、そういう人たちが手伝っているのに対して、法務局はその人たちに對して謝礼か何か払っているんですか。
○政府委員(平賀健太君) いや、払っておりませぬ。
○稲葉誠一君 払っていないかわりに、申請人が、法務局のほうへ謄本の手数料と、それから司法書士のほうへ払う手数料と、両方払うわけでしょう。そのところはどうかになっていませぬか。
○政府委員(平賀健太君) 事実上はやはり申請人の負担ということになっておるのが現状でございます。
○稲葉誠一君 申請人の負担というのは、これは登記簿の何と申しますか下付の申請のあとで手数料を払うのはこれはあたりまえかもしれませぬ、サービスをやるんだから。だけれども、それを法務局の人がやらぬで司法書士がやったからといって、司法書士のほうの金まで申請人が払うなんて、そんなおかしい話はないじゃないですか。そんなことを目をつぶっているわけですか。
○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりまことに不合理でございまして、私もとしましてはそういう事態を早く解消したい、そういう点も考慮に入れています。ほかの役所で申請人側に手伝わせるというふうな例はないの

でございまして、おそらくひとり登記所のみをうごかすことをやっておるのではないかと思つてございませう。いまのところ背に腹はかえられぬというわけで黙認はいたしておるわけでございますけれども、これは非常に遺憾な状態で、早くこういう事態を解消しなければならぬと思つておる次第でございます。

○稲葉誠一君 その手伝う人に対して、地方の法務局長は何か辞令みたいなを出して居るんですか。何か身分的にどういふ身分だとかいふことの扱いをして居るわけですか。何かやつて居るんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) そういう扱いは全然いたしておりません。あくまで司法書士の事務員、外部から来た人で、職員あるいはそれに準ずる待遇というふうな取り扱いというものは全然いたしておりません。

○稲葉誠一君 そうすると、外部の第三者が登記簿の倉庫へ行つて持つてきたり何かして居るんですか。

○政府委員(平賀健太君) そういうことはいたさせない建前でございます。

○稲葉誠一君 建前はそうですけども、実際はその倉庫へ行つて持つてくるのは登記所の職員がやるかも知れませんが、何か身分的に辞令でもないだろうけれども何か与えて、しるしをつけておるのじゃないですか。そういうふうなパッチか何かつけておるのじゃないですか、胸のあたりか何かへ。

○政府委員(平賀健太君) そういうことはさせないはずでございます。

○稲葉誠一君 これによつて一般の人は二重にお金を取られて非常に迷惑し

ておるわけですよ。これは法務省の腰が弱いというよりも大蔵省が理解がないというのか、いろいろ見方があると思つて居りますが、きょうは大蔵省から人が来ておりませんけれども……。

もう一つ、各県で何といつても公共投資がだんだん進んでくるにつれて用地の買収なんかふえてきますね。そういうふうな買収も登記が非常におくれているのじゃないですか。栃木県の例ですけれども、栃木県では農用地の未登記がまだ三万筆残つておるんです。

戦時中の軍用の道路もまだ未登記だと、こういうんです。所有者が變つても登記してないといふんです。そこで、法務省の人に聞いてみたら、いろいろなことでそこへ行くでしょう。そうすると、道路は名義はまだおれの道路になつておるのだからそこへ入らなさいと文句を言われ、非常に困つて居る。戦時中の軍用道路がまだ登記ができないで残つて居るんですか。そんなことがあるんですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいまのような大量の事件の登記の申請なりあるいは囑託がある場合がございませう。その囑託あるいは申請の段階におきまして相当おくれるということがあるわけでございます。所有者御自身からいへば、とにかく登記が済むまで非常にかかるといふことであると思つてございませう。一たん囑託書あるいは申請書が出ましてから、大量の事件でありますために、登記所のほうでもすぐ右から左というわけにもいかないのであります。登記がおくられます根本の原因は、私どもの見ておりますところでは、囑託なり申請の段階において

非常に登記手続がおくれているという例が多いように承知いたしております。○稲葉誠一君 そうすると、県が用地などを取得した場合に、その所有権の移転の申請をするのがおくれるのはもちろんありましようけれども、申請した場合にも、登記所という法務局がやらないうで、県のほうに囑託してやらせるのですか。そんなことはないでしょう。

○政府委員(平賀健太君) これは県知事の囑託に基づきまして登記をいたすわけでございますが、登記簿の記入の手続、登記の手続それ自体はこれはあくまでも登記所がやり、手伝わせるというふうなことはしてないと思つて居ます。

○稲葉誠一君 栃木県の例で恐縮ですが、県用地の未登記がまだ三万筆も残つておるのだ、それで処理班をつくつてその一掃に本腰を入れておるのだと、こういつておるのですが、これはあれですか、登記の申請がおくれているのですか。

○政府委員(平賀健太君) ちょっと具體的なケースで、これは調べてみないとわかりませんが、普通そういう場合には、県用地の取得の登記という点になりますと、たとえば前提になります。相續登記がしてないとか、あるいは登記名義人の住所が變つておるといふようなことで、直ちに登記ができない場合がこれはあるわけでございます。前提登記といふんですか、前提登記をしなくてはならぬ。相續登記をもう二代も三代もわたつてしてないといふケースがございませう、そういう關係で、県が登記所に囑託してきます過

程におきまして一筆々々登記簿を調査いたしましてやるといふことになりませうので、囑託が非常にこれは手数がかかるわけでございます。しかも、県の職員で登記に非常に明るい人がいられればいいのでありますが、必ずしもそうでないという關係もありまして、囑託の手続に相当の手数がかかる、登記所も手をとって教えるようにして指導してあげなくてはいいけないと、そういうふうな実情でございます。

○稲葉誠一君 相續制度が變つて均分相續になつた關係があつて、相續人がどこに居るかかわらないとか、相續人の判ごがなかなかもらえないとか、いろいろなことがあつておけることはあると、こう思つて居るんです。ですから、一がいにどういふ言えませんが、県に責任があるのか、非常におくれているために、古い地主が固定資産税を払つて居るといふような状態があつて、古い地主のほうは、自分のほうじゃもうすでに売つちやつたのほかに固定資産税が自分のところへかかつてくると文句を言うし、その点は法務局の人も困つておるらしいです。そういうふうな点がありますか。

ね。そういう具体的な点がありますから、これは具体的にどうかかわりませうが、栃木県では三万筆が残つて居るといふおつておるから、どこにどういふ責任があるか、ちよつとよく調べてくれませんか。

それからもう一つは、きょうの最後の質問だと思つて居るわけでも、約千名くらいの人員の概算要求をしたわけですね。その概算要求をした根拠はどこにあるのですか。こまかい根拠はどうかおつておりますか。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど御指

摘にもございましたし、また、御説明申し上げましたように、来年度における想定件数でございますね、それを基礎にいたしまして、それから職員一人当たりの能力というものを基礎にしまして登記事務の処理に必要な総人員というものを算出して、さうして現在の登記職員というものを差し引きますと、これだけの増員が必要という計算が出るわけでありませう。それが大体從來千名前後ということになつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは、抽象論はよくわかるのですが、抽象論でなくて、具体的に千名前後の人が必要だといふ数字が出てくる根拠ね、こまかい数字の根拠、これを出していただきたいと、こう思つて居るんです。これを検討して、それを大蔵省のほうに当らなければ、結局結論が出ないわけですよ。それをいただいた後に大蔵省の主計局長なり何なりここへ来てもらつて私はいまかい質問をしたいと、こう思つて居るのですが、非常にそこら辺が法務省側と大蔵省側と違つて居る、認識がね。大臣は大蔵大臣をやられた方なんです、そういう点は理解があるのでしょうか、千名要求した。二百三名だ。三名は訟務關係だから、登記關係は二百名でしよう。さうすると八百名足りないわけでしょう。いかにも法務省のほうでは山をかけて要求しているように見えます。そこら辺のところをまた問題だと思つて居る。千名は実際に要するのだという根拠があつて要求したのだけれども二百名しか認められないということになれば、八百名足りないのだから、その事務量はどこへかかつてくるの

か、そういうことが常識として考えられてくる。そういう形で、概算要求をこの次に質問したいと、こう思うわけです。そこで、次回からはこの法案の内容に入つて質問したいと思ひますから、きょうは私は不動産登記法の関係はこれで終ります。

○理事(後藤義隆君) それでは、本案に対する質疑は一応この程度にいたします。

○理事(後藤義隆君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、検察行政に関する件について質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君 法務大臣、けがをされて十分まだあれでないのにおいでを願つて非常に恐縮なんですけれども、あんまりぐあいが悪ければ遠慮しようと思つたんですけども、非常に元氣だというわけでおいでを願つたんですけども、検察行政の基本というわけかあり方について、これはもうきわめてきょうは常識的なことをお尋ねしたいと、こう思うわけです。

一つの資料というか、それは、ことしの一月二十二日に全国次席検事会同があつたわけです。そこで法務大臣と検事総長がいろいろ訓示を、法務大臣は訓示ですか、検事総長は挨拶ですか、しているわけですが、これに関連をしてお聞きしたいと、こう思います。

一つは、大臣の訓示の中に、「昨年来の犯罪情勢を見ますと、わが国社会の宿弊ともいふべき暴力的風潮は」云云と、こう書いてあるわけですが、暴力的風潮がわが国社会の宿弊だとい

のはどういう意味なんですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) このままでお許しを願います。

これは、率直に申し上げまして、犯罪の統計その他の数字を私はいま詳しく存じておりませんが、相当長きにわたつて暴力犯罪の数が日本はほかの国に比べてまして、まあほかの国と申しまして相当文化的の先進国に比べても、相当に多いようございませぬ。ただ、殺人犯などが一番多いといひますが、これなどはむしろアメリカかかなんか日本より多い国があると思ひますが、相当に多い。しかも、大体その状況が相当引き続き、最近になりましてそれがあまり改善されないという状態です。それで、刑法犯につきましては、少なくとも人口上犯罪の起つた割合からいへば若干改善されていると思つてございませぬが、その改善されている内容は、窃盗であるとか詐欺であるとかいうような財物犯のほうに比較的確著な減少を見まして、暴力的犯罪のほうはむしろ割合が非常に増加しているというふうな状態、こういう状態をさしておるのでございませぬ。

○稲葉誠一君 こまかい数字とかなんとかはきょうはけつこうです。なぜ日本の社会にそういうふうな宿弊ともいふべき暴力的風潮が強いのでしょうか。これは大臣はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、率直に申し上げまして、私はそう自信のある御答弁はできないのですけれども、一つの社会人として若いときから考えますと、日本人の性質として端的に直接的に自分の意思を表現するとい

うか実現するといふ風習があり、それはまた一面、非常な率直な、いい、遅疑のない態度としてそういう気風を稱賛するやうな空気も日本人に伝統的にあると思ひます。そういうことが、従来は、かの理由からも、封建制度的の理由からも奨励された面もあるのございませぬが、かたき討ちなどということに對してむしろ賛美的な傾向があつた。それから任侠の徒が、これは暴力に對する暴力かもしれませぬが、端的に腕力、暴力的なものを片づけ、動機としては正義かもしれませぬが、この辺も日本人に相当長い間根ざしている一つの気分じゃないかということも考えられます。

それから最近の風潮としまして感じておりますのは、いろんな映画その他一つのやはり暴力と申しますか、直接行動といひますか、映画で、外国なら西部劇等、それから日本ではあいつチャンバラ劇のようなものが相当に好かれる要素があるところが非常に多量なそういうものが上映される、供給が多いという状況であり、一方、戦後に、善悪の批判をのけて、秩序とかいふいろいろなしつけとか、従来の一種の社会道徳的あるいは法律的のルールに對する尊重心というものが、これは私は敗戦の結果によると思ひますが、従来の伝統、権威というものの對して無批判というか、氣分的に全面的に尊重しないということが、いまのような直接行動を是認すると言わなくても、そういう悪いとは思ひません。

○稲葉誠一君 いまのことは、これは基本的な問題で、またあらためてお聞きする機会があると思つてお聞きする中であれば「暴力団徒輩による各種暴力から政治的暴力にいたるまで、」云々、こうあるわけですが、この政治的暴力といふのはどういふ意味なんですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これはむしろそういう犯罪を起すに至ります動機に政治的意図がある。こういうふうな政治的の目的を實現しようとか、あるいは、たとえはある政治家の行為がよろしくない、これをこらしてそういう政治的の勢力を減殺してそういうことがないようになるとか、あるいは、自分の主張するやうなことに反対をする者をこらして、それで自分たちの主張が世の中に認められ、是認され、力強くなるとか、それからその手段に結合するとか、共謀してやるといふ面もございませぬ。動機がそういう面にあるといふやうなことを考えておる次第でございませぬ。

○稲葉誠一君 そういう政治的暴力といふのは、近來非常にふえてきておるわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) ちょっといま数字では存じませぬが、最近でも例の神奈川県平塚市におきます河野邸の放火事件でございませぬか、また、先般の選挙の際であつたと思ひますが、池田総理また野坂参三氏に對する殺人未遂事件のやうなもの、この少し前あたりの安保闘争の場合には河上丈太郎氏に對する問題もありませぬ、相当そういう件数が世人の耳目に残る事件が多いように考えております。

○稲葉誠一君 いまいった政治的暴力ですね、それが、近ごろ特に、たとえば警察庁長官の訓示とかあるいは警視庁の刑事部長の談話の中にも、自民党の總裁公選をめぐるやうな政治的暴力の動きがあるんだといふやうなことが伝へられておるんですね。こういうふうな点については法務省として何かキヤッチしておられるといふことがあつたわけですか。

○稲葉誠一君 これは、法務省に聞くよりも、別な形で別なところで聞いたほうがいいと思ひますが、そこで、その次に馬場検事総長の挨拶があるわけです。これは検察の運営に對する基本的な問題をこの中にたくさん網羅しておるといふやうに私は考へるので、なかなか興味深く読んだんですが、この中で、たとえば「近時」いろいろなことで「検察の運営に關し種々の批判を耳にする」んだと、こういうふうに言つておるんですね。これはどういふやうな批判があるんだと法務省では考へておられるわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、例の松川事件でございませぬかああいうふうな相当世間に顯著な事件で、比較的終戦に近い、いまからいいますと年数のたちました前に起こりました事件で、検察庁の検察官の主張と違つた決定をみたやうなものは相当にあるように思ひます。したがつて、そういう重大な事件でしかも無罪になるやうなものを検察庁は非常に有罪を主張するといふやうなこと、検察当局の活動その運営に對して批判が起るといふやうなことをさしておるのではないかと考

○稲葉誠一君 これも、別な形で別なところで聞いたほうがいいと思ひますが、そこで、その次に馬場検事総長の挨拶があるわけです。これは検察の運営に對する基本的な問題をこの中にたくさん網羅しておるといふやうに私は考へるので、なかなか興味深く読んだんですが、この中で、たとえば「近時」いろいろなことで「検察の運営に關し種々の批判を耳にする」んだと、こういうふうに言つておるんですね。これはどういふやうな批判があるんだと法務省では考へておられるわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、例の松川事件でございませぬかああいうふうな相当世間に顯著な事件で、比較的終戦に近い、いまからいいますと年数のたちました前に起こりました事件で、検察庁の検察官の主張と違つた決定をみたやうなものは相当にあるように思ひます。したがつて、そういう重大な事件でしかも無罪になるやうなものを検察庁は非常に有罪を主張するといふやうなこと、検察当局の活動その運営に對して批判が起るといふやうなことをさしておるのではないかと考

○稲葉誠一君 これも、別な形で別なところで聞いたほうがいいと思ひますが、そこで、その次に馬場検事総長の挨拶があるわけです。これは検察の運営に對する基本的な問題をこの中にたくさん網羅しておるといふやうに私は考へるので、なかなか興味深く読んだんですが、この中で、たとえば「近時」いろいろなことで「検察の運営に關し種々の批判を耳にする」んだと、こういうふうに言つておるんですね。これはどういふやうな批判があるんだと法務省では考へておられるわけですか。

えておきます。

○稲葉誠一君 それは、どんな批判が
あって、その批判に対して検察庁なり
法務省はどういうふうに考えておるの
ですか。あんな批判は当たらないと
か、あの点は当たっているとか、これ
はいろいろあると思いませんか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、い
ろんな事件で検察庁の意見と裁判所の
意見が違ふということもやはりあり得
るわけでございまして、それを純客観
的に人々が批判しますと、どちらにも
見方がある。どちらがより悪いのかい
かという批判もあると思えます。しか
し、現在の制度のもとにおきまして
は、何としましても裁判所の最後の決
定が一番權威があると認めなければな
らぬ、これは間違いないのでございま
す。それだからといって、検察庁の運
営が間違っているとは言えないと思
います。検察陣として最善の努力と注意
をして判断した、どこもミスのところ
がないということもあり得るんだと思
います。ただ、松川事件につきまして
は、いろいろ議会で、検察陣の運営に
つきまして当時の――実は私もよく過
去のことで存じませんが、たと
えば証拠物の保全と申しますか利用の
問題とか、いろいろな事実の認定とか
の問題で問題があったように伺ってお
ります。これも当時終戦に近い時代
で、いろんな検察陣が捜査をいたしま
する上においても現在より比べまして
非常な不便、障害も多いような時代で
あります。そこで間違いがなかった
か、あるいは、さらに十分に審査をし
て反省すれば相当に当時としてもな
およりよい行動ができ得たんじゃない
か、そういうふうな点につきまして反

省をする必要があると思うのでござい
ます。議会でもそういう必要について
御意見があったように私は伝承してお
りますが、それで、この事件が無罪にき
まりました後に、最高検察庁におきま
してみずから発意をして事態をよく調
査する、そして十分に当時の検察官の
責任があるかないか、どういふ点を反
省すべきか、具体的に調査するという
ことに相なっております。そういう報
告を受けましたので、私も気持が
ら言ふと積極的にそういうことをすべ
きであると思ふ気分はございましたが、
検察庁自身がそういう発意で行動を
とったわけでございまして、その結果
を待つておるといふ次第でございま
す。

○稲葉誠一君 検察庁自身がそういう
行動をとったのは、具体的にいまだ
いふふうに進んでいるのですか。
○国務大臣(賀屋興宣君) 最高検察庁
の中の人で主任者をきめて、いろ
いろ調査をいたしております。

○稲葉誠一君 その調査はいつごろか
ら始まりましたか。それでいまだの程
度の段階まで行っているのですか。
○国務大臣(賀屋興宣君) 政府委員よ
りお答えいたします。

○政府委員(竹内壽平君) もうすでに
半年以上前からやっておりますが、長
期間にわたる公判でもありましたし、
また、その間に各公判過程を通じま
していろいろ問題がありましたので、関
係者に当たったり記録を見たりとい
うようなことで非常に長引いているよ
うでございますが、なお慎重にやってい
るという点を先般も報告を受けた次
第であります。

○稲葉誠一君 いまちょっと聞き漏ら
して、ダブって恐縮なんですけれど
も、政府委員でもけつこうですけれど
も、何を主眼にしてそういう調査を
やっているんですか。検察官の責任を
追及するという形を主眼にしているん
ですか。あるいは捜査のやり方のど
こが間違っていたか、あるいは間違っ
たか、あるいは参考にするか、そういう
ふうな形を中心にしてやっているん
ですか。どこに目安を置いていたんですか。
○政府委員(竹内壽平君) どこへ主眼
を置いて調査をいたしておりますか、
まあ結果を見ないとわかりませんが、
でも、私のほうで伝承しておりますと
ころでは、やはりこの国会でも問題に
なりました証拠品の取り扱い、それか
ら被疑者、関係人の取り調べのしか
た、あるいは公判に対処していく検察
官の態度等、全般にわたりました調査
をし、それによって、われわれが今後
の検察運営に処すべきものがあるなら
ば、そこから虚心たんかきに反省すべ
きものを反省していく。また、その間
に検察官の責任として追及すべきもの
があるならばそれをもあわせて明らか
にしていく、こういうことであらうか
というふう聞いております。

○稲葉誠一君 これは大臣ね、たいへ
ん失礼ですけれども、検察当局に長く
いたりした人等だとちょっと麻痺して
いるところがあると思うので、そうで
ない大臣のフレッシュな感覚というん
ですか、そういうようなものをお聞き
したいのですが、いま刑事局長の言っ
たたとえば証拠品の取り扱いというの
は、おそらく諏訪メモのことだと、こ
う思うんですが、従来、検察官の持っ
ている証拠を、被告人に有利な証拠を
もちろん検察官が持っているわけなん

ですけれども、そいつを出さないわけ
です。出さないでそうして裁判を進
めようという行き方が非常にあるわけ
なんです。この松川事件の場合、諏訪
メモがたまたま新聞記者の手を通じて
発見されたのでこういう結果が出てき
たんですが、そういうような例がほか
にあるんですが、検察官はとも訴訟
の中で有罪にしよう有罪にしようとい
う気持が強いんで、それで被告人に有
利なものというものは出さない。隠し
ちゃう、持っている、しまっちゃうと
いうのが多いんですね。この点につ
いては検察官のあり方として非常にア
ンフェアじゃないかと私は考えるん
ですが、これは大臣はどういふふうにお
考えになりますか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、現
在は、刑事裁判におきまして、検事は有
罪を主張し、弁護士は無罪を主張し、
裁判官はそれで公平な判決をする、ま
あ世間の常識でそう考えております。
そういう点から、検事というのは有罪
を主張するものだ、つまり犯罪者の敵
方に当たるものだ、こういう觀念が一
般にあると思うんです。それは間違っ
ていると思うんです。私は一般的に
いって、嫌疑を受けた人――そのうち
には被疑者、起訴された者も一緒にな
りましょう、そういうものに対しての
味方だと思ふのでございまして、これ
が、検事というものがなくて、捜査段
階からすぐ公判に行きましたら、たい
へんなことだと思えます。捜査段階の
者が、これも白だろ、これも白だろ
とやったら、事実上において嫌疑者
というものは発見できるものじゃない
ですから、その中から、白の場面があ
っても黒の場面が考えられる者に対して

捜査がそこに網が張られるということ
はこれはやむを得ぬだろうと思いま
す。こういうことはあります。ところが
が、それを一時に來ましたものがみん
な公判に付されたら、たいへんなこと
でございまして。たいへんなこととい
うのは、手数の点、公判の数が増えて
いへんになる。そういう意味で、ちよ
とどうかしたら被疑者になって未決勾
留されたり、公判に付されたり、その
人権の上あるいは財産の上に非常な侵
害を受けることになりまして、そうでな
く、検事正というものがあつて、捜査
陣から來たものの中から、刑事事件に
練達な素養のある人がおりましたら
にまず調べて、大部分はふるいにかけ
て、どう見てもこれは確かだといふも
のだけを起訴する、常識から考えて
これらのことで、第一段階の作用とい
うものは、特に非常にセレクトして、
むやみに被疑者として起訴されて被害
を受ける、権利を侵害される者が少な
くなるという作用をしようと思ふの
です。このほうが表にあまり目につか
ぬようですが、私は、まず検事という
のは人権擁護を第一の仕事をしてい
ると、こう思うんです。そういうこと
世間には十分理解しておられない。しか
し、私は法律はしろうとで、はなはだ
申し上げかねるのですが、私が法律家
に際会したのは極東軍事裁判で自分が
被告人で見ただけでございまして、と
にかく弁護士は、率直に申しますと、
有罪というか、悪い材料をみな隠し
て、いほうだけを主張する。検事の
ほうは、どっちかという、お話のよ
うに、われわれ聞いておきますと、弁
論でも無理だと思ふような気がするの
を主張してございまして、結局それで裁

ですけれども、そいつを出さないわけ
です。出さないでそうして裁判を進
めようという行き方が非常にあるわけ
なんです。この松川事件の場合、諏訪
メモがたまたま新聞記者の手を通じて
発見されたのでこういう結果が出てき
たんですが、そういうような例がほか
にあるんですが、検察官はとも訴訟
の中で有罪にしよう有罪にしようとい
う気持が強いんで、それで被告人に有
利なものというものは出さない。隠し
ちゃう、持っている、しまっちゃうと
いうのが多いんですね。この点につ
いては検察官のあり方として非常にア
ンフェアじゃないかと私は考えるん
ですが、これは大臣はどういふふうにお
考えになりますか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、現
在は、刑事裁判におきまして、検事は有
罪を主張し、弁護士は無罪を主張し、
裁判官はそれで公平な判決をする、ま
あ世間の常識でそう考えております。
そういう点から、検事というのは有罪
を主張するものだ、つまり犯罪者の敵
方に当たるものだ、こういう觀念が一
般にあると思うんです。それは間違っ
ていると思うんです。私は一般的に
いって、嫌疑を受けた人――そのうち
には被疑者、起訴された者も一緒にな
りましょう、そういうものに対しての
味方だと思ふのでございまして、これ
が、検事というものがなくて、捜査段
階からすぐ公判に行きましたら、たい
へんなことだと思えます。捜査段階の
者が、これも白だろ、これも白だろ
とやったら、事実上において嫌疑者
というものは発見できるものじゃない
ですから、その中から、白の場面があ
っても黒の場面が考えられる者に対して

ですけれども、そいつを出さないわけ
です。出さないでそうして裁判を進
めようという行き方が非常にあるわけ
なんです。この松川事件の場合、諏訪
メモがたまたま新聞記者の手を通じて
発見されたのでこういう結果が出てき
たんですが、そういうような例がほか
にあるんですが、検察官はとも訴訟
の中で有罪にしよう有罪にしようとい
う気持が強いんで、それで被告人に有
利なものというものは出さない。隠し
ちゃう、持っている、しまっちゃうと
いうのが多いんですね。この点につ
いては検察官のあり方として非常にア
ンフェアじゃないかと私は考えるん
ですが、これは大臣はどういふふうにお
考えになりますか。

ですけれども、そいつを出さないわけ
です。出さないでそうして裁判を進
めようという行き方が非常にあるわけ
なんです。この松川事件の場合、諏訪
メモがたまたま新聞記者の手を通じて
発見されたのでこういう結果が出てき
たんですが、そういうような例がほか
にあるんですが、検察官はとも訴訟
の中で有罪にしよう有罪にしようとい
う気持が強いんで、それで被告人に有
利なものというものは出さない。隠し
ちゃう、持っている、しまっちゃうと
いうのが多いんですね。この点につ
いては検察官のあり方として非常にア
ンフェアじゃないかと私は考えるん
ですが、これは大臣はどういふふうにお
考えになりますか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、現
在は、刑事裁判におきまして、検事は有
罪を主張し、弁護士は無罪を主張し、
裁判官はそれで公平な判決をする、ま
あ世間の常識でそう考えております。
そういう点から、検事というのは有罪
を主張するものだ、つまり犯罪者の敵
方に当たるものだ、こういう觀念が一
般にあると思うんです。それは間違っ
ていると思うんです。私は一般的に
いって、嫌疑を受けた人――そのうち
には被疑者、起訴された者も一緒にな
りましょう、そういうものに対しての
味方だと思ふのでございまして、これ
が、検事というものがなくて、捜査段
階からすぐ公判に行きましたら、たい
へんなことだと思えます。捜査段階の
者が、これも白だろ、これも白だろ
とやったら、事実上において嫌疑者
というものは発見できるものじゃない
ですから、その中から、白の場面があ
っても黒の場面が考えられる者に対して

ですけれども、そいつを出さないわけ
です。出さないでそうして裁判を進
めようという行き方が非常にあるわけ
なんです。この松川事件の場合、諏訪
メモがたまたま新聞記者の手を通じて
発見されたのでこういう結果が出てき
たんですが、そういうような例がほか
にあるんですが、検察官はとも訴訟
の中で有罪にしよう有罪にしようとい
う気持が強いんで、それで被告人に有
利なものというものは出さない。隠し
ちゃう、持っている、しまっちゃうと
いうのが多いんですね。この点につ
いては検察官のあり方として非常にア
ンフェアじゃないかと私は考えるん
ですが、これは大臣はどういふふうにお
考えになりますか。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、現
在は、刑事裁判におきまして、検事は有
罪を主張し、弁護士は無罪を主張し、
裁判官はそれで公平な判決をする、ま
あ世間の常識でそう考えております。
そういう点から、検事というのは有罪
を主張するものだ、つまり犯罪者の敵
方に当たるものだ、こういう觀念が一
般にあると思うんです。それは間違っ
ていると思うんです。私は一般的に
いって、嫌疑を受けた人――そのうち
には被疑者、起訴された者も一緒にな
りましょう、そういうものに対しての
味方だと思ふのでございまして、これ
が、検事というものがなくて、捜査段
階からすぐ公判に行きましたら、たい
へんなことだと思えます。捜査段階の
者が、これも白だろ、これも白だろ
とやったら、事実上において嫌疑者
というものは発見できるものじゃない
ですから、その中から、白の場面があ
っても黒の場面が考えられる者に対して

ですけれども、そいつを出さないわけ
です。出さないでそうして裁判を進
めようという行き方が非常にあるわけ
なんです。この松川事件の場合、諏訪
メモがたまたま新聞記者の手を通じて
発見されたのでこういう結果が出てき
たんですが、そういうような例がほか
にあるんですが、検察官はとも訴訟
の中で有罪にしよう有罪にしようとい
う気持が強いんで、それで被告人に有
利なものというものは出さない。隠し
ちゃう、持っている、しまっちゃうと
いうのが多いんですね。この点につ
いては検察官のあり方として非常にア
ンフェアじゃないかと私は考えるん
ですが、これは大臣はどういふふうにお
考えになりますか。

ですけれども、そいつを出さないわけ
です。出さないでそうして裁判を進
めようという行き方が非常にあるわけ
なんです。この松川事件の場合、諏訪
メモがたまたま新聞記者の手を通じて
発見されたのでこういう結果が出てき
たんですが、そういうような例がほか
にあるんですが、検察官はとも訴訟
の中で有罪にしよう有罪にしようとい
う気持が強いんで、それで被告人に有
利なものというものは出さない。隠し
ちゃう、持っている、しまっちゃうと
いうのが多いんですね。この点につ
いては検察官のあり方として非常にア
ンフェアじゃないかと私は考えるん
ですが、これは大臣はどういふふうにお
考えになりますか。

判官が裁定するということになるので、すから、一応お示しのようにどうも被告人などに不利じゃないかという考えがまあいいか悪い世間には出るし、それから大きいいますと、そういうことも自然の成り行きもあるんじゃないかと思ふのです。

しかし、もともと司法制度というのは、ほんとうに無実な犯罪を犯さない者、また、犯してもその状況が正確に重い軽いの程度というものを判定をしていく一つの特殊の機関でございませぬ。それから、いまのような特に被告に不利にするというふうな考え方で行くべきものではないと考えます。

ただ、率直に申し上げまして、私は訴訟手続の中でどういう証拠物件をどういうふうに扱うのがいいか、よく存じませぬ。そういう点につきましては、また専門の政府委員よりお答え申し上げます。

○稲葉誠一君 専門的なことは、これは訴訟法のためまえからいっていろいろ議論があるところですね。これを私も問題にしているところなんです、いずれにしても、いま大臣の言ったような形でいけば、検察官は今のやり方を——東京あたりの検事はわりあいフエアなんです。ところが、いなかに行くとなかなかひどいがある。そういうような点がありますから、これは事に当たって十分いろいろ何といひますか生かしていただきたいと、こういうふうに思ふのです。

そこで、いずれ別の機会に具体的な事例をあげて聞くようにと思ひますが、馬場さんの言っている中にもあることで、「先人の築き上げたよき伝統を継承しつつ」と、こういうような

ことを馬場さんは言っているわけですね。

「ジュリスト」のことしの一月号ですが、これに出射さん——この人は検事正として検察の問題について本をよく書く人ですが、この人の書いたものによりますと、日本の検察というものは、「外国に例のない特殊の性格」を持ってゐるんだ、「明治初年以來の沿革で形成された独特の検察の性格」を持ってゐるんだ、こういうふうな言つておられます。これは一体どういうことを言うのでしようか。大臣でなく、政府委員でけつこうです。

○政府委員(竹内壽平君) 出射検事正がお述べになつております点は、どういふことを中身として意味しておるか、私にはよくわかりませんが、私の理解しておりますところを申し上げますと、日本の検察は世界各国の検察制度に比べてみましてやはり独得なものがあると思ひます。その独得なところというのはどういふ点かと申しますと、検察官が刑事政策を念頭に置いた検察をするというところでございまして、御承知のように、犯罪の容疑があればすべてこれを起訴して裁判の場で黑白を決するという法廷起訴主義の國が大部分でございませぬ。もしそういう國でありまして事件を不起訴にするということになれば、ドロップと申しまして、全く微罪のものを落とすにすぎないのでございます。ところが、日本の検察におきましては、検察官が犯罪人の犯罪を犯したときの状況、その犯罪人の性格、環境その他を考へて、犯罪は成立するけれども、なお公判に回すかどうかは検察官が第一次的に判断してもよろしい、またすべきである

と刑事訴訟法にも書いてある。この起訴便宜主義という性格が、その根底をなしておりますものは刑事政策だと思ひます。この刑事政策を檢察官がやるということにつきましては、これは外國にとりましてあまり例のないことと

ございまして、実は、一昨年でございまして、わが國からも私のほうの局の検事を二人派遣いたしました。そのときの討論の結果が本になつてニューヨークから出版されておりますが、それによりまして、わがほうで強調いたしました特徴点としていまの刑事政策を檢察官が考慮するということを申し述べましたところが、非常な反響を呼びまして、アメリカでは刑事政策というものはプロバション・オフィサーとかその他檢察官以外の者がそういうことを扱ってきたが、法律家である檢察官が刑事政策を考慮するということは一つの発見である、これはわれわれとして十分考慮してみなければならぬことだということが最後の結論の中の批判として出ております。私はそれを読みまして、もう一回過去の伝統の中にそういうものがあったのを思い返し、かつ、この日本の獨得な檢察のやり方というものについて外國人の目も引いておるといふことがわかれたのでございまして、そういう点が一つ獨得なものというふうな考へていいかと思ひます。

○稲葉誠一君 いまの會議の中に出た

かもしれませんが、アメリカあたりでは、検事が身柄を勾留して調べるといふことが非常におかしいのだというふうな意見が相当出ておるのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、仰せのとおり、刑事訴訟法の考へ方の問題でございませぬけれども、勾留して被疑者の身柄を調べるといふことにつきましては、かなり裁判所は厳格な態度をとつておられて、その供述内容というものは証拠能力を否定するといふような取り扱ひがかなり強く出ております。そのことを最上のものとするか、刑事政策といふことを頭に置いて考へますと、やはりこれは被疑者からいろいろ意見を聞いて、くむべきものはくんでいくという考へ方をとるのがいいか、これは檢察官の一つのあり方と關係する問題でございまして、アメリカ式にものを考へていけば、被疑者からものを聞かないで、他の証拠によつてすべて有罪か無罪かをきめる、そしてその人がどのような情状にあるかということとはプリセンテンスの調査、つまり判決前調査というふうなことで情状をきめていくというやり方に徹しておるようでございませぬが、日本ではそういう制度もいいか悪いかもちろん検討を要しますが、檢察官の段階でなお一ついまの刑事政策的な配慮をしていくといふことがいいこととされてまいつておりますし、また、そういう方法でいままやつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは起訴便宜主義をとるといふことから当然出てくるのかどうかはちよつと議論があると思ふのですけれども、やはり檢察官は捜査に専念すべきだと言ふといふ過ぎかもし

れませぬけれども、公判だけに専念すべきでなく、捜査というものの相当部分を檢察官が受け持たなければならぬという考へ方に法務當局がなつてゐるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 捜査はある程度、相当程度——その割合をどういふふうに見るかとは別問題でございませぬが、相当程度現実にやつておることは事実でございまして、これをなぜ檢察官がみずから捜査するのであるかといふ点につきましては、これは一つには訴訟法にも根拠があると思ひます。檢察官調書でありませぬと証拠能力がございませぬので、そういう点でやむを得ず檢察官が調書をつくらざるを得ない、それには取り調べざるを得ない、こういうことになると思ひます。

もう一つの實質的な理由は、やはり先ほど大臣が仰せになりましたように、警察からの取り調べを終わつて檢察官の手元に渡された事件がほとんどに真相に徹するかどうかといふことをテストして、まず檢察官が心証をとつて、そしてその間にいまの刑事政策的な考慮を施す余地があるかどうか。それにはやはりある程度檢察官が捜査をしていくといふことが必要でございませぬ。しかしながら、それをますます強めていくのがいいか、ある程度それを引つ込めていくのがいいかといふようなことは一つの問題点でございまして、検事總長の挨拶の中にも「公判活動と捜査活動の合理化の問題」といつたようなことがやはり問題点であるといふ指摘をしております。その辺のウエートの置きどころをどつち持つていくのが將來の檢察としていいかといふようなことを考へておられるよ

うでございませう。私もやはり従来からその点について検討いたしております。

○福葉誠一君 この馬場さんの挨拶の中に、あのほうですけれども、「かかる情勢下にあつて」というあとにいろいろ言つて、「いわゆる背伸びをした検察をあえて行なうならば」というのがありますね。これはどういふことですか。「背伸びをした検察」といふのは。

○政府委員(竹内壽平君) ちょっとこの点は表現がいかがかと存じますが、よくわれわれの間では、力以上の—実際に力がそれまでないのかかわらず力以上のことをしようというやうなときに背伸びをしてというやうな言葉を慣用的に使つておられます。そういう言葉がむき出しにここに出ておるようございまして、真の意味は私にはよくわかりませんが、おそれなく、検察官の任務というものを重大なものだといふに非常に重く感じて、そのためにもこれもやうやうといふことによつて、気持ちをはわかるのでございませうけれども、実績において、場合によつては行き過ぎがあらう、場合によつてはやるべきところが行き足らないという結果が生じたりするやうなことになる、そういうことを自分は反省しているという趣旨のことを言わんがためのお言葉ではなからうか、こういうふうにお思ひでございます。

○福葉誠一君 そういう具体的な事例は何かあつたのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 具体的な事例と言われませうと困るのでございませうが、たとえば私も考へておられます。

のは、検察官も一つの治安を担当する機関だと、こういうふうにお思ひでございますけれども、これには検察官の立場として限度があるのでございませう。たとえば安撫運動のときに見られたやうな大衆運動というやうなものについては、検察官はこれは事件になりますけれども、これは事件になるを得ないのでございませうけれども、こういうものをほんとうに越軌行為を防止していくというやり方につきましては、単に刑事罰だけで事が済むのではございませう、やはり予防措置といつたやうなことを考へるわけでございます。その予防措置といふことになると警察の任務でございます。そこを警察官が横から警察の任務に對してまでもかれこれ批判がましいことを言うことは、これはまた気持ちをはわかるのでございませうけれども、職務外のこと、ひとの領分まで口を入れることにならうかと思ひますし、それからまた、捜査につきましても、第一次捜査の責任は警察が持つてゐるわけでございますので、警察の捜査を妨害するやうなことも、必要によつてはやらなければなりません、これにもおのづから限度があります。こういうやうな分をわきまえるというやうな意味のことが従来もわれわれの間で議論されたことがあるのでございまして、そういうやうなことを意識されまして、こういうやうな言葉になつたのじゃないか、こういうふうにお思ひでございます。

○福葉誠一君 じゃ、問題を変えて、これは大臣にお伺ひしたいのですが、近ごろ検察官の志望者が非常に減つてゐるわけですね。ことしの修習生の中

でも四十何人ですか、普通四十七士と云つてゐるのですが、四十七人までいくかどうかわからぬといふところですね。普通四十七人ぐらゐ、平均にして、赤穂浪士じゃないけれども、四十七人あればいいといふやうなことを大體常識的に言つてゐるわけですか。ところが、だんだん減つてきてゐるわけなんですけれども、なぜ検察官の志望者が減つてくるのですか。そこは大臣どういふふうにお考へられてゐるのですか、その原因なんか。

○國務大臣(實業興宣君) 私が聞いておりますところは、一つは、やはり収入、したがつて、検察官の給与の問題があると思つてゐるわけでございます。どうも弁護士になつたほうがそういう点非常によい、こういうやうな考へ方も相當にあるのが一つの原因じゃないかと思ひます。

それから収入の点で悪くない、いいとしまして、何としまして一定の職についておれば時間的にもいろいろな拘束を感ずることが多い。ところが、弁護士であれば、そういう点も非常に自由である。それから仕事の過重の負担につきましても、自分で事件を引き受ける引き受けたいという自由もそれはございませう。そういう点も魅力のない一つだと思ひます。

それからこれはあらゆる組織の勤務者に共通の点でございませうが、転勤という問題、したがつて、住居の問題、子女の教育の問題、これに付随する問題、こういう点もございませう。

それから一つは、こういう思想的な面もあるのじゃないかと思ひます。つまり、戦後の一つの思想として、権力というものはみんな悪いことだといふ

やうな考へ方、これは、確かに道理もあるが、また間違えられてゐる面もあると思つてございませう。正当な権力が正当な範囲で行使されるということ、社会の秩序を保つて多くの人權が侵されることを防ぐやうなことがあるのですけれども、過去においてそれが行き過ぎたり、いろいろなきが唱えられ、したがつて、概念的に権力関係といふものはおもしろくないのだといふやうなやうな思想的な面もまたあるのじゃないかと思ひます。それからそれに關連して、検事の仕事に對して十分の理解がない。その次に、先ほどもちよつと申し上げましたが、検事といふものは人を罪におとしられる仕事をしておるのだ、そんなおもしろくないものだとおもしろくない、検事の職責につきましても十分に分らないでおもしろくないと感ぜられる面だけがあるやうな点もあるのじゃないかと思つてございませう。

そういういろいろなことの総合的結果があらわれてゐるのじゃないかと思つてございまして、いまのそれで検事の職責などにつきましても、またよく理解をすればわかつてくるし、また、研修所に入つておられます間にまた相當理解が進められるのじゃないか。たとえば、初めに志望を調べますと非常に少ないのが、いよいよ出るときに志望をきめるときにはむしろ人数が倍になつてくるというやうなこともあるやうに聞いておるのでございませうが、そういうやうな点につきましても、いろいろそういうこと——まあ人によりましてはその中の重点を置く点も違つておるわけですが——じゃないかと一応考へておる次第でございませう。

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

そこで、「ジュリスト」に刑事局参事官伊藤栄樹という人が「検察官論」といふのを書いておられますが、どういふ人が私知りませんが、お会いしたことがありませんけれども、この中で、検察官になるタイプを三つに分けてある。「その一は、検察官の職務自体に生甲斐を感じるタイプ」、「その二は、立身出世を夢みるタイプ」、「その三は、職業としての検察官に小市民的安定感を味わい、そのことで満足するタイプ」と、こう三つに分けてゐるわけですね。その三つが分けてゐるわけですね。その三つが分けてゐるわけですね。これは、検察官の職務といふのが警察との關係でいまま

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

○福葉誠一君 それはまあいろいろあると思ひますが、検察官自身が、何と云ひませうか、自分の職務に對して生きがいを感じてゐる者が少なくなつてくるというか、いろいろな自分の仕事に疑問を持つてくるのじゃないですか。たとえば社会的正義なら正義といふものを実現したいといふふうな素朴な正義感といふものもわかつて入つてくると、いわゆる正義といふものが実現できない場合がある。むしろやうやうなやうな資本主義なら資本主義社会といふものの秩序を維持するといふ一つの機構を維持するといふのが、これは公安犯罪なんかそういう傾向がだいたい強くなつてくるのじゃないですか。そういう点が非常に強くなつてくるのじゃないか。これは見解の相違ですから、ここで議論をしても始まらぬことですが……

よりも強力ではない。それで、無罪になるという、警察の捜査が悪くても、非難は検察官のほうに向かってくるのでかなわないということか、それから「立身出世を夢みるタイプ」ということになってくると、率直に言うと、上のほうがつかえていてなかなか出世できない。これは、大臣、実際上のほうはうんとつかえてるんですよ。これはあとで別のときに質問しますけれども、そういうようなことか、それから「小市民的安定感」ということになると、転勤が多くて子供の進学に困るとか、こういうような形のいろいろな問題があつて、そこで検事の志望者が少なくなつてくるのだ、こう言っているんですが、私はこの考え方にはいろいろ議論があると思うし、私も異見を持っていますけれども、い

ずれにしまして、具体的にやはりあれじゃないんですか、検察官の仕事は国家権力の代弁者だというやり方が現実には強過ぎるのじゃないですか、ことに公安犯罪の場合に。だから、いまの若い人から見ると、なんだ、検事というのはいやいや国家権力の代弁者じゃないかというので、こんなふうになつてくると、これじゃあというので入らなくなつてくるのじゃないですか。これはどうなんですか、実際そういう役目を果たしているのじゃないんですかね。

○国務大臣(賀屋興宣君) 生活が経済的にその他安定をするという事は、何といつてもいろいろ人が職業の選択に重要な要素を占めてると思ひます。それで、戦前でも司法官の判事、検事を含めまして給与が悪いというところが非常に言われておりまして、私

ども役人をやっている時代に給与関係をあれましたが、給与がいい悪いというのはいやいやな感じがするものでございまして、たいがい主張を見ますと、悪いと主張するのは、悪い面ばかり主張して、いい面は言わない。故意でもない、人間性から不利の点だけ目にするというふうな状態もあるのではないかと。現在私どもが見ますのに、戦前のバランスから言いますと、判事、検事、いわゆる広い意味の司法官の給与は、相当に前に比べたらよくなつて

いる。前に比べたらよくなつていくことがむしろ問題の解決を意味するのじゃないわけでありませうけれども、相当に判事に対する待遇というのも、戦前から見れば、社会の自覚が進み、したがって、検事に対するものも進んでいる。しかし、それは役人の中のバランスを言うことでございまして、一般の世間の所得のレベル、所得の進み方消費生活の進み方から見て、はたしてどうであるかという問題は残つておると思ひます。いま、人事院の勧告などがありまして、毎年々々相

当現行制度のもとにおける補正ではのぼつておりますが、結局、大きな目で見てまた裁判官、検察官の待遇がこれでいいか悪いかという問題が残つておると思ひます。これはいま臨時司法制度調査会でも、相当に審議されることと思つておられます。そういう点がござ

います。それから小さい点で住宅、教育の問題もありますけれども、これはだんだんいわゆる住宅の建設その他に努力をしてまいり、これはある年数がたてば、一般の住宅状況の改善とともに検察官に対する住宅の整備や供給等、こ

れはもうだんだんに解決されるものだと思うのでございませう。そうして、子女の教育問題、これもまあ検察官だから特に不利だという面はなくて、一般のサラリーマン、勤務者と同じことになるのじゃないかと思ひます。一番問題なのは、結局、俸給その他の給与の面が残ると思ひます。

それから一番大事なのは、いまお示しの、一つの国家権力の代弁者じゃないかという思想ですか、これは、いまの国家の権力というものの観念が正當に理解され、また、事実上国家権力の行使が正しい考え方に合うようにならば、そういう意味の国家権力の代弁者というものは決して私は悪いもの

じゃないと思ひます。正當な代弁者があつてこそ、社会組織、社会生活、社会が維持されるものと思ひます。それからもう一つ、この点は、ある意味では、私は率直に申しまして、世の中の思想的な考え、感じというものは波がありまして、常に反動的、反動的になる。権力があると、今度は反動が来るといふと、必ずしもそうではないと思

うのであります。必ず正當な評価に落ちつくように進めていかなければならぬ。一方は検察制度の老化、いや老化してないかとかといういわゆる論争があると思ひます。検察陣の起こす行動の

うと思ひます。そういう観念を払拭して、正しい検察のあり方というものについては私は常に日本の検察陣というものに努力をしてきておると思ひます。その努力をさらに進めて、ほんとうに国家権力として正當に行使されるのだというところにためていくほかなし、またそうしていくことが大事であるし、それからまた社会もそれを了解し、特に検事に志望する人もしないかという法曹関係に従事する人もそれに対する正當な理解を持つてくれる、

私はそういうほうに非常にステップはおそいかと存じますが進んで、常に進みつつあるように思ひますのでございませう。なお一そう進めていくことによつて正當な考え方をなして行く、こういうふうな感想を持つておる次第でござ

います。○稲葉誠一君 国家権力ということの内容の吟味によつてももちろん違つてくることですが、現在資本主義国家なんですから、だから、資本主義国家のいわば権力というものの代弁者というか、そういう役割りを検事が果たしている、だから、検事のやつて

○国務大臣(賀屋興宣君) それは資本主義国家という歴史的や学術的概念はどうか知りませうけれども、いまの憲法と申しますか国家は、いわゆる社会主義国家じゃないと思ひます。それは、国の存続、発展、独立、国民の幸福と申しますか、むしろそのほうが適当なりと私も考えております。そ

れから、いまの日本の現体制もそうできておる。それに対してだんだんに感じ違つてきたから、それがいけないという思想があるかないかということについては、私は、そういうものはないと申し上げられませうし、あるとも申し上げられませうが、むしろ問題は、正當な国家のあり方、それから国家のあり方というものは、何も学問と申しますか、あるいは歴史的概念と申しますか、資本主義国家というもののあり方そのものを目ざして言っているんじゃないのです。どうい

う方も国家として正しく正當であり適切であるかと言つておるんでございませう。そこで、相當の修正議論を考へておる方もありませう。私も、資本主義国家というものの概念がどうかというよりも、何が一番いいかという考え方をいたしております。そういうことについては、正當な理解を国民全般に持つていただくようにすべきであるというふうな考へておるのでござい

ます。○稲葉誠一君 そちらへんは基本的ないろいろな問題であつて、ここで論議しても結論が出ないことと思ひます。見解も違つてくると思ひます。やはり資本主義社会を維持する一つの大きな役目を検察官が果たしている、客観的に果たさざるを得ないことになるんだということが、いまの若い人から見れば、どうも自分の感覚に合わないというところから、検察官を志望する者が減つてくるんだというのが私は一つの原因じゃないかと思ひますが、これは議論しても始まりませう。

それからもう一つは、検察官の実際の仕事が増えたと申すけれども、現

れはもうだんだんに解決されるものだと思うのでございませう。そうして、子女の教育問題、これもまあ検察官だから特に不利だという面はなくて、一般のサラリーマン、勤務者と同じことになるのじゃないかと思ひます。一番問題なのは、結局、俸給その他の給与の面が残ると思ひます。

それから一番大事なのは、いまお示しの、一つの国家権力の代弁者じゃないかという思想ですか、これは、いまの国家の権力というものの観念が正當に理解され、また、事実上国家権力の行使が正しい考え方に合うようにならば、そういう意味の国家権力の代弁者というものは決して私は悪いもの

じゃないと思ひます。正當な代弁者があつてこそ、社会組織、社会生活、社会が維持されるものと思ひます。それからもう一つ、この点は、ある意味では、私は率直に申しまして、世の中の思想的な考え、感じというものは波がありまして、常に反動的、反動的になる。権力があると、今度は反動が来るといふと、必ずしもそうではないと思

うのであります。必ず正當な評価に落ちつくように進めていかなければならぬ。一方は検察制度の老化、いや老化してないかとかといういわゆる論争があると思ひます。検察陣の起こす行動の

○国務大臣(賀屋興宣君) それは資本主義国家という歴史的や学術的概念はどうか知りませうけれども、いまの憲法と申しますか国家は、いわゆる社会主義国家じゃないと思ひます。それは、国の存続、発展、独立、国民の幸福と申しますか、むしろそのほうが適当なりと私も考えております。そ

実に捜査なんというものはほとんどやらないのですよ。これは捜査の内容によりますけれども、警察から送られてきた調書を読んで、それを上塗りするだけのことがほとんどなわけですね、検事の事は。これじゃつまらぬ、ばかばかしいという気になってくるんじゃないでしょうか。そこにやはり検事は検事としての何か違った行き方が当然出てこなければならぬと思うんですが、実際の仕事は警察の上塗りだけなんです。それ以外一歩も出ていないのですよ。そこに問題点があるんじゃないですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 私は検察生活を実感いたしておりませんので、何とも申し上げられませんが、しかし、それでもわれわれ推理小説を読みまして非常に興味を持ちますが、そういう意味で、みづから捜査をして奇想天外といわなくても、普通では見つからないキーポイントをつかんで事件の真相を明らかにするということには興味を感じずる人が相当あると思うんです。しかし、そういうタレントのある人が

検察官の中にあるか警察官の中にあるかは別といたしまして、正しくいけばいいことには違いありませんが、しかし、人間というものはおのずから職分にもなにかありまして、あらゆる職分について自分が興味を持ち自分がやりたいと思うことが決して満たされないといいことは、大きな組織に入ればみなあるわけですね。満たされないとはいやになってくるということ、これもその人にとってしかたがない事実でございます。たとえば、いま非常な理想を持って普通の行政官になりましても、どうしても自分の意見などが初

め行なわれるものでもないし、また、だいたい地位が上がって行なわれるかといえ、なかなか決して行なわれるものでもない。やはりそこで組織の中の制約を受ける。組織からはずれて単独行動をすれば、意見は自由でも、それが主張の効果があらわれない。そういうような制約がある。それに対して本人はどう考えて処置するかはもちろんでございますし、それに魅力がないというところももちろんございまして、それが、それよりも、検察官としては、大體の捜査は警察官がやる、ただ、警察官の見ておるところがなお法律的に有罪であるか有罪でないかということとを判別するために、もっとそういう法律上の素養、体験のある人の目から見て、ここは大事だ、ここはこうやらなければならぬということを補充してやらせることが大きい意味の国家の行爲として必要じゃないか。また、そういうふうになんぞかん考えてもらえば、その方面に相当な興味を持ち、やられていくということもあると思えます。

お説のような感想があるということを決して否定するわけじゃございませぬが、やはり検察官としての政府的な司法的なものの全組織の中における職能、地位というものをやはりほんとうに自覚してそれに行つてもらふようにつとめていくべきじゃないかというふうな考え方を一応いたしております。

○稲葉誠一君 伊藤さんの論文とか、そういう中にも、こういうふうなことも書いてあるわけですね。「警察で自分をしない被疑者から自分をえようと努力している自分の姿、それは、法曹と呼ばれるにはあまりに縁遠

く、むしろ、肉体労働者ないしはタイピング・マシンとでも呼ばれるべきものとして、その目に映らざるをえない。」こういうふうにして書いておるんですよ。実際、警察で否認しても、検事のところへ来てそれを何とか白自させようとするわけですね。それで白自させれば、その検事は腕がいいということになるわけですね。白自させられないと、その検事は腕が悪いとか、あるいは仕事に対して熱意がないとか、こういうふうな形で評価される場合が非常に多い。いまの検察の中には多いんです。これは刑事局長はどういうふうに言われるか、刑事局長はその点は御存じだと思えますけれども、それが事実なんです。だから、一生懸命何とかして白自させよう白自させようといつてやっておるのが検事の実際の姿です。これはもちろん傍証を固めて捜査をやっていくという行き方はありますけれども、そういう行き方より、むしろ白自白自ということをやつておつた旧刑事訴訟法とちつとも違わないような姿で追いまくられているわけですね。こういうのが実際なんです。これじゃ、やつておる人が、修習生のところは検察庁に行つて見えていやになつてしまふんです。これではちつとも人権の擁護でも何でもないわけですね。法曹という高い理想を持つておる行き方ではないんじゃないですか。幻滅を感じてしまふわけですね。検察庁の全体のあり方にもつとつと問題が伏在しておる、こういうふうな考えを願いたいと思ふんです。

○国務大臣(賀屋興宣君) 検察のいろいろあり方につきまして、問題はこれはまあ永久に残り、常にその問題を

いいふうに改善するように努力しなればならないと思ひます。白自ということ、いまの訴訟手続において非常に重要な点で、正しい白自というか、うそを白自されては困るが、正しい白自を得ようという努力は、これは私は正当だと思ふんです。それから、どうしても被疑者が言わないという場合も相当あり得ることでありまして。そこで、そういうことに努力するということが正当であり、それから白自が正しくされなければ事件が処理できないから、白自をさせない者はへただ、さした者はうまいんだという評価も、これは社会としてやむを得ないんじゃないかと思ふんですが、しかし、それじゃさせなかつたからほんとうに悪いかということ、それも言えないので、これはこういうことを言つては非常に恐縮ですが、たとえばほかの事業をしておる人で、たとえば取引の場合、常に相手と説得して何がしかの取引に成功すれば、そういう事業では、その人は腕がいいと言われる。しかし、それは必ずしもその人のみに責任がないので、その取引の条件その他や、無理な注文をはめられてやる場合には成功しない人もある。相手にまた事情がある場合もありますから、一がいこそで今期の営業成績がよかつたからその支店長は腕があるとも言えな

いと思ひます。しかし、そういう目で見られるということもやむを得ない。そういう意味で、白自について検事が非常に苦勞をするわけですが、それのみで批判するのは非常に間違ひですけれども、やはりある程度はやむを得ないことじゃないかと思ふのでござい

それから人権の擁護ですが、これは人権の擁護が一番大事で、同時に事実

世の中は、一番大事なのは、その接点をどこに求めてどこに限界を考へるかということ、これはやはり實際問題じゃないかと思ひます。そういう面における検事の苦惱も、また苦惱から来ますいろいろな思いは十分察せられますが、そこらにはやはり良識で努力をしようかなければならぬ問題ではないかというふうな考へておるのでござい

○稲葉誠一君 あと二、三点で終わりますが、現実には警察で調べたことと全く同じことを検事が調べているわけですね。これは証拠能力の関係もあるわけですが、重復捜査です、ほとんどが、それにほとんど九割以上の力を検察官が注いでいるわけですね。こゝらを何か考へて、改善すべき余地がないですかね。これは刑事局長はどういうふうな考へますか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの件は非常に専門的なこととございまして、まことにごもつとごもつとで、私どもも何とかそこは改善の余地があるのじゃないか。問題はいま訴訟法の要求しております証拠能力の問題でござ

います。はたして検察官調書には証拠能力があるが、警察官のつくり出した書類には証拠能力が否定されているというこの現状がはたしていいかどうかというようなことも私も専門的に検討いたしておりますが、仰せのとおりにはそこは問題点でございまして、現行法のもとでもできるだけ証人として公判廷に出して検察官調書をつくらないでやれるものならやったほうがいいということ、試みではございまして、東京地検でたまたま特別公判指定事件とかなんとか申しておりますが、そういったような試みもそういう意図からいたしておるのであります。私どももいたしまして工夫いたしております。

○稲葉誠一君 きよは時間がながいから問題点の指摘だけですけれども、大臣考えていただきたいことは、いまの日本の裁判の中でほんとうに真実が発見されないとか人権が尊重されないとかということの理由の一端は、私は警察なり検察官の調べというか、その調書のとり方に問題があると思っております。調書は、実際にいろいろな問答をしていくわけですが、その問答の経過というものは全然出ないわけですよ。いかにも被疑者が自分でべらべらしゃべったような形で調書ができるわけですね。この調書のとり方というか、調書のやり方に問題があるわけですよ。いろいろしゃべったことを、検事は検事の法律的な頭でまともめて、そして自分でどんどん口でしゃべるわけですよ。しゃべって、それを書記官が書いていて、このとおり間違いないかと来る。そうすると、たいてい調べられていくのは法的には専門家ではあり

ませんから、わからないから、そのとおりですと。そういう形で名前を書いて判を押してしまふ。そうすると、それがあとになって証拠能力がある。あのととき自白したじゃないかというところになって押えられて有罪の判決になる場合が非常に多いわけですよ。だから、一つの例は、たとえ人を刺した場合などに、それが殺人になるのか傷害致死になるかという、殺意があったかなかったかというようなことは、それは客観的な証拠によって判断すべきなんですけれども、そうでなくて、検察官のほうで、こういうところを刺したじゃないか、そうすれば場合によつたら死ぬかもしれないということ、は当然わかっていたじゃないかというところは、調書にはそういうふうにはならないで、私がああいうところを突いたから、その相手方の場合によつては死ぬかもわからないと思つた、こういう調書になるわけですよ。そこで、未必の故意、殺意があつたという形で調書ができるわけですよ。そうすると、あとになって、そう言わないとか言つたとかという争いになつたところ、実際には調書ができて名前を書いて判が押してあれば、それはやはり訴訟法で言う特別に信頼すべき状況のもとにつくられたという形になって証拠にされていくわけですよ。これは非常に大きな問題なので、検察官の調書のとり方、あのととり方を根本的に改めないと、ほんとうの真実なり人権の尊重は発見できないと、こう思つたのです。これはもつとよく研究しなければいけないことだと思つた。私もこれは研究してやらなければいかんと思つた。あの調

書は、悪く言えば、自分で問いを発して自分で答えている場合の調書が非常に多いわけですよ。自問自答の調書が。警察官なり検察官の手元で、あたかも調べられた人が話したような形でつくられている。結果として出てきている。あれを変えなければ、ほんとうの真実を発見できない。これは私は一つの問題だと思つた。これは私はずいぶんここで結論を出そうと言つたが無理ですから、私も研究していこうと思つた。

もう一つは、法廷の中において検察官が証拠をたくさん持つていくわけですよ。自分の権力によつて集めた証拠を。検察官は公益の代表者なんだから、当然それを出さなければならぬ。証拠であつても、自分の有罪を立証するものを出して、ちよつともそれ不利である、情状の点でも不利である、隠しちゃつて出さないわけですよ。これは松川事件の諏訪メモがいい例ですが、その他にもたくさんあります。そういうやり方をしている限りは真実を発見できない。

いま、当面この二つの面を問題点として指摘したいと、こう思つていくわけですよ。いまここでお答え願うというわけじゃないが、十分大臣にお答え願いたいと思つたわけですよ。

○国務大臣(賀屋興宣君) よく承つておきます。

○政府委員(竹内壽平君) いずれも問題点として私どもも考えておるところでございますので、さらにこの上でも研究をさせていただきますと思つた。いまの問題点のほかにやはり問題点は、こういう点があるわけですよ。検察官

なり警察官が調べる場合に調書をとるわけですよ。その調書がほとんど最終的にものをいって、いまは公判中心主義とは言つておりますけれども、現実に検察官の調書の調書がものをいって判決されているのが実情です。大体は。そこで、検察官の調書などのときに、少なくとも最終的な調書をとるときに、被疑者なりなんなりが希望すれば、その立会人をつけることが必要であるとか、あるいはその場合ソノシートとかなんかで調べの模様を録音させることが必要だと思つた。こういうことは私は議論になつてくると思つた。いまの場合でも、検察官は自分の立証に有利な場合には隠しマイクとか何かで録音を行なう場合がある。これは証拠になつて出てくるわけですよ。検察官だけがこういうようなマイクなんかで録音するんじゃない、被告人の側でも希望すればその取り調べの状況を録音できるようにするのでなければ、私はほんとうの当事者対等にならないし、真実は発見できないと思つた。最初から終りまで録音しろということも、これは捜査の秘密が漏れるということもあるだろうし、立会人を最初から終りまでつけるのは無理かもしれない。少なくとも最終調書をとるときには立会人を希望すればつけさせるとか、録音を希望によつてはさせるとか、こういうことをさせなければ、取り調べの問一答の形は全然わからないわけですよ。どういう言葉を使つておどかしたとか、どういう大きな声を出してやつたとか、どういうような問答をしたからこういうふうな答えが出てきたとか、その問誘導尋問はどういうふうにあつたとかということ

が全然わからないんです、今の調書では。これはやはり私は非常に大きな問題として考えなさいいけないと、こう思つた。これもひとつ研究をしていただきたいと思つた。私のほうも研究をしますからね。これは検察の基本問題に触れる問題で、検察庁は、いやそんなばかな話があるかと思つて反対をされるかも知れませんが、これは基本問題です。私のお会ひしたある人は、それをやらなければ裁判の真実は発見できないということをはつきり言つていられる。その人の名前はここで申し上げませんが、私も、言つていられる、これは十分御研究願いたい、こう思つた。私のほうでも研究をいたします。

○理事(後藤義隆君) それでは、本件は一応この程度といたしまして、本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十二分散会